

健全で豊かな心を育むまち【教育・文化】

【大項目】子どもたちの生きる力を育む

【現状と課題】

平成20(2008)年に改訂された新学習指導要領では、基礎的な知識や技能の習得のほか、たくましく生きるための健康や体力、豊かな人間性などをバランス良く身につけ、「生きる力」を育むことが求められています。

本市では、児童・生徒一人ひとりに基礎・基本が定着し、確かな学力を身につけさせるため、平成15(2003)年度から学習アシスタント活用支援事業を実施し、授業担当教師の指導のもと、個々の児童・生徒の学習状況を適切に把握するとともに、個別支援や習熟度別支援を実施してきたほか、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるため、学校給食を通じて「食育」を推進しています。

特色ある取り組みとしては、ふるさとへの愛情や将来への志を持った子どもの育成を図るため、教材「ふるさと松山学」を活用した地域に根ざした学習を推進しています。また、子どものコミュニケーション能力の向上を図るため、地域の協力を基にした幼稚園庭の芝生化などを実施しています。さらに、近年顕在化してきた「小1プロブレム(小学校新入学児童が集団行動をできない状況が長く続く状態)」や「中1ギャップ(中学校に進学したときの学習環境の変化等による不登校など)」などの課題に対応するため、異校種間、特に小中学校の連携を推進しています。

今後も、このような知・徳・体の調和のとれた教育を推進するための取り組みをさらに充実させる必要があります。

教育環境については、各校に整備されたパソコンを活用した指導を行っているほか、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、児童生徒が一日の大半を過ごす市内全小中学校に、複数台のAEDを設置し、速やかな救命措置が可能な環境を整えました。一方で、通常の授業で理解が不十分な子どもや、障がいのある子ども、日本の生活習慣に不慣れな子どもなどについても対策が必要となるため、学習及び学校生活を支援する体制や環境を整備するとともに、教職員の資質向上を促すため、研修や研究のより一層の充実を図ることが求められています。

また、新学習指導要領にも示されているように、子どもの「生きる力」を育むためには、学校・家庭・地域の連携や協力が不可欠です。本市でも、平成16(2004)年に「松山市子ども育成条例」が施行されましたが、いじめや不登校、虐待や青少年の凶悪犯罪などへの対応や未然防止は重要な課題であり、子どもから高齢者までの多世代交流による、地域ぐるみでの子どもの見守りや、地域教育力向上のための人材育成などにより、青少年の健全育成を推進することが求められています。

さらに、いじめや不登校などの問題の背景には、虐待や経済的問題等もあり、その内容は複雑化している状況にあるため、福祉部門との連携をより強化した相談・支援体制を充実することが求められています。

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
知・徳・体の調和のとれた教育の推進	学校教育の推進	基礎・基本を身につける教育	<ul style="list-style-type: none"> 基礎・基本を身につけさせるための学習支援を行う。 学習意欲を向上させる取り組みを行う。 指導の基礎となる指導書等を整備する。 将来に向けた多様な分野での経験を通じた学習を行う。 ALT(外国語指導助手)の配置による生きた外国語学習を行う。 副読本の配布による学習の支援を行う。 幼稚園就園支援や私立幼稚園振興による幼児教育の充実を図る。 道徳の時間および学校の教育活動全体をとおした道徳教育の充実を図る。 独自の取り組みや学校生活全般におけるキャリア教育の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりに、基礎基本の定着と確かな学力を身につけさせるための学習支援が必要となっている。 学校教育において、学習の基礎・基本を身につけさせる教育の重要性に鑑み、様々な教材等の活用や事業を実施する。 また、文化や芸術などに直接触れる機会を提供することで、将来に繋がる可能性を広め、更にはALT(外国語指導助手)により生きた英語に接するだけでなく、他国の文化や習慣に接するなど、体験を通じた学習が可能となる。 なお、学習成果に繋げるためには、学習意欲の向上を図る取り組みが不可欠である。 少子化や核家族化、子育ての負担感の中で、幼稚園における幼児教育と子育て家庭への支援が必要となっている。 複雑で変化の激しい現代社会をたくましく豊かに生きていくために、学校の教育活動全体を通じて行う、道徳教育とキャリア教育の推進・充実が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業等での学習支援アシスタント活用 ・地域の教職員経験者等によるきめ細かな支援 ○文化芸術に触れる機会の提供 ・子規記念博物館等の観覧支援 ○外国語指導助手の派遣 ○小中学生への副読本配布 ○「性に関する指導資料」Lifeの活用
	自ら考え・行動する教育	<ul style="list-style-type: none"> リーダーの育成による集団での自治的活動を推進する。 いじめ問題に対して自ら考える活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校において、教員からの指示を待つのではなく、自らの中からリーダーを育成することにより、児童生徒主導による学校生活を展開できるための人材を育成する必要がある。 そのような基礎作りを通して、いじめなど学校における様々な問題に対して、自ら考え行動することのできる教育が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもリーダーの育成 ○いじめ対策 ・子どものいじめに対する認識の強化 	
	情報教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各校の情報教育担当者で構成する「小学校情報教育研究委員会」、「中学校情報教育研究委員会」と連携を図る。 小中学校の情報教育を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高度情報化社会に対応できる児童生徒及び教職員を育成するため、情報機器及びソフトウェアの活用方法や指導方法を調査・研究するとともに、教職員に対して研修等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校における情報機器等の活用方法の調査研究 	
	学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> より安心・安全でおいしい学校給食を提供する。 調理場施設の維持管理を行う。 栄養教諭等に対する指導助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 近年、偏った栄養摂取など子どもたちの食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが見られ、子どもたちへの食に関する正しい知識と望ましい食習慣の教育を身につけさせることができるよう、学校において食育を推進することが必要とされており、「学校給食」を活用した食に関する指導を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食共同調理場の施設建設及び維持管理 ○給食従事者と食品の衛生検査 ○学校給食における地産地消、安全安心の推進 	
	学校における保健と安全の充実	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒、教職員等への健康診断を実施する。 学校環境衛生検査を実施する。 保健室内の備品・消耗品を充実する。 日本スポーツ振興センター(国民の健康の保持増進を図る独立行政法人)との連携を図る。 養護教諭等に対する指導助言を行う。 健康教育の充実を図る。 AEDを設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健安全法の規定に基づく健康診断の実施と事後措置、健康相談、学校感染症の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置などを通して、児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に努めなければならないことから、各種事業を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校へのAED設置 ○学校教室内空気の化学物質濃度検査 ○児童・生徒・教職員等の健康診断 ○学校保健に関する教職員研修 	

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
知・徳・体の調和のとれた教育の推進	特色ある学校づくり	地域性や独自性を活かした活動	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地教育に対する研究と実践を行う。 ・小規模校におけるコミュニケーション能力向上対策を行う。 ・市域外からの留学制度を検討する。(現在休止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・島しょ部や山間部など、特に小規模の学校においては、一定規模の学校でなければできないこともある反面、小規模だからこそできることも多くある。 ・地理的に不利な点がある反面、利点を活かした学校運営を推進する必要がある、また、コミュニケーション能力の向上を図るための学校間交流などが必要でもある。 ・シーサイド留学制度は、現在休止中であるが、今後の展開についても検討を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模校等の他校との交流学習支援 ○特色ある学校づくりのための補助金交付 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源や人材を活かした教育活動の裁量拡大
		弾力的な枠組みによる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・校区外からの通学による学校づくりを行う。 ・異校種の連携による新たな学校づくり(特に小中連携)を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校は、学校ごとの方針に基づき、独自の学校経営を行っているが、それぞれの学校の自主性による『特色ある』学校づくりを推進することが必要である。 ・学校独自の計画により、その学校に適した事業が一定の自由度の中で展開できるための環境整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学区域の弾力化 ○幼稚園・保育所、小学校、中学校の連携推進
		先進的な取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・先駆的な事業についてモデル校により実施する。 ・先進技術や指導の研究及び普及を行う。 ・自らの研究に基づく指導内容の向上を図る。 ・国際化に対応する英語力の向上を図る。(モデル校実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習成果を得るためには、指導方法の改善や研究を行う必要がある、ICT機器を活用した指導法などについても、時代の流れに即した対応が必要である。 ・また、新たな取り組みをモデル的に実施するなど、方法と成果を検証しつつ、学校現場へのフィードバックを行うための実践活動が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習指導方法等の研究のためのモデル校指定 ○指導方法改善等の教育課題の調査研究 ○中学生英語力レベルアップのためのモデル校指定
		わがまち松山を知る活動	<ul style="list-style-type: none"> ・作成教材「ふるさと松山学」を活用した教育を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市教委が作成した教材「ふるさと松山学」を活用し、わがまち松山の先人や俳句文化を知ることで、郷土を愛する心や将来への志を持った子どもの育成を図ることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○松山ゆかりの伝統文化を素材にした教材作成
教育環境の整備	教育用コンピュータの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員等の事務負担の軽減を図る。 ・パソコン及び関連機器の入れ替えを行う。 ・児童・生徒及び教職員の情報教育を推進する。 ・情報リテラシー(コンピュータを用いた情報の整理や発信の能力)の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報化社会に対応できる児童・生徒の育成するため、校内LAN(校内コンピュータネットワーク)からインターネットを通じてさまざまな情報を積極的に収集し、タイムリーな情報を授業などで利用できる環境を整備している。 ・校内LANからのインターネットでは、外部からの不正侵入防止機能やフィルタリング機能(インターネット接続先を制限する機能)などセキュリティ対策を講じている。 ・学校における課題の一つとして、教職員の校務事務の多忙化や煩雑化により、児童・生徒と向きあう時間や教材研究などの教務に充てる時間が不足していたことから、平成20年度から3カ年計画で、教職員一人一台のパソコンを整備した。 ・今後、教職員のパソコン一人一台体制が完了したことから事務処理の効率化・迅速化が図られるよう各学校における研修を実施するとともに、個人情報の流失等を防止するためのセキュリティ研修などを実施する。 ・小・中学校のパソコン及び関連機器の入れ替えに伴う教職員研修等の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒情報等の効率的活用システムの運用 ○学校のインターネット接続の推進 ○児童生徒の教育用コンピュータ及びソフトの整備 	
		学校の教材整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領に対応するための教材を整備する。 ・学校図書館の図書を整備する。 ・備品の更新を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領に対応するため、新しい教材を購入する必要がある。 ・学校図書館図書標準(学校図書館の冊数の基準)の未達成校を減らすため計画的な図書整備が必要である。 ・各学校からの要望、老朽化したものや修理不能な備品について、随時更新していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校教材等の整備 ○小中学校図書館の図書購入 ○小中学校設備等の更新
	学校施設等の安全確保及び良好な学校環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等における施設・設備の保守点検、補修、改善等の維持管理を適時適切に実施し、改修や更新については、計画的に行う。 ・壁面緑化や校庭芝生化により学校の緑化推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安心して学校生活を送るには、施設・設備の定期的な保守点検や状況に応じて、施設・設備の改修・長寿命化・更新等を計画的に行うことで、必要コストの削減を図る必要がある。 ・環境負荷の低減や自然との共生に対応した環境教育の向上のために、学校においても緑化推進を図ることが有効となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校・幼稚園施設の維持管理 ○小学校の壁面緑化及び校庭芝生化 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・離島生徒に対する中島中学校寄宿舎「青潮寮」の運営を行う。 ・コミュニケーション能力の向上と基本的運動習慣構築のための園庭芝生化を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中島中学校は、離島からの中学生が寄宿舎での生活をしており、学習の基礎となる寄宿舎生活を確保する必要がある。 ・幼稚園庭の芝生化は、地域の協力を基に、幼児のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、基本的運動習慣の構築のために効果的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園庭の芝生化 ○中島中学校寄宿舎の運営 	
	地域人材を活用した体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学習の程度に応じたきめ細やかな支援のための人材を活用する。 ・障がい等のある子どもに対する学校生活の支援を行う。 ・帰国子女等に対する言語や生活における支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学習で理解が不十分な児童生徒の支援を行うためには、人的投入が必要であり、授業中での支援が効果的である。 ・また、障がい等のある子どもの教育的ニーズに応じた豊かな学校生活を保障するためには、担任教諭のみでは対応できないことがあるため、人的投入により学校生活の支援を行う必要がある。 ・更に、帰国子女や外国人子女などが、日本語を理解するための支援や、日本の文化や生活習慣を理解するための支援も必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業等での学習支援アシスタント活用 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の教職員経験者等によるきめ細かな支援 ○学校生活支援員の活用支援 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい等のある子どもの個に応じた支援 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・部活動外部指導者の派遣を希望する学校に対して指導者を派遣する。 ・文化部活動における外部指導者による専門的指導の導入を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度から実施されている新学習指導要領によると、部活動の意義や留意点について、「スポーツや文化及び化学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること」と規定され、部活動の重要性が増している。 しかしながら、部活動の顧問は、各学校長が教職員から選任することから、専門でない教員が顧問に就任する学校が存在し、専門的な指導を行う指導者が不足していることが問題となっており、ある学校では、学校やPTA、保護者等で費用を捻出して指導者を雇用したりするなど、学校だけの対応が難しくなっているのが現状である。 そこで、市立中学校の部活動の指導者不足を解消し、生徒の能力と可能性を最大限に引き出すことを目的として、市民等から学校が推薦した者を外部指導者として派遣している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校運動部及び文化部活動への外部指導者派遣 	
就学の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の大学等へ進学するための経済的支援を行う。 ・私立中学校進学者に対する間接的経済支援を行う。 ・経済的理由による就学困難家庭に対する支援を行う。 ・私立幼稚園通園家庭に対する経済的支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により就学が困難な家庭に対して、経済的支援を行うことで、就学機会の提供や、適切な学習を提供する必要がある。 ・私立幼稚園における入園料・保育料に対する支援、小中学校における給食費や学用品費等の支援、大学進学時の奨学金貸付など。 ・また、私立中学校に対しては、間接的に入学生の負担を抑える目的での支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○大学進学者への奨学金の貸付 ○私立中学校在校生の経費負担軽減 ○小中学校学用品費等の支給 		
	多様な教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的支援による多様な教育の振興を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にある多様な教育を振興するため、経済的支援を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○愛媛朝鮮学園への教育振興費の補助 ○定時制高校への教育振興費の補助 	

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
知・徳・体の調和のとれた教育の推進	特別支援教育の充実	特別な支援を要する子どもの学習環境整備	・就学指導による適切な学習環境を確保する。 ・特別な支援を要する児童生徒への的確な支援を行う。	・特別な支援が必要とされる児童生徒に対して、適切な就学指導を行うことで、最も効果的な学習機会を提供することができる。 ・また、一人ひとりに適した細やかな支援を行うことで、学習意欲の向上や学習成果に繋げることができる。	○特別支援教育の充実 ・特別教育指導員の配置 ・通常の学級の支援を要する児童生徒への支援 ・障がい等のある児童生徒の適切な就学等に係る相談活動
		就学前相談の充実	3歳から就学前までの幼児の言葉や発達、養育などの相談に対して、面談や遊びを通して言葉や心身の発達を促すための指導や家庭での接し方を一緒に考え、必要に応じて幼稚園・保育所と連絡を取り合ったり、関係機関と連携しよりよい支援を行う。	未就学の幼児で、発育や発達に不安のある幼児、特別な教育的支援を必要とする幼児のうち、教育相談を受けることに保護者及び幼稚園・保育所等からの申し出により相談に応じる必要がある。 根拠法令 学校教育法(昭和22年法律第26号)の第81条に規定があり、これに基づいた学級のため、81条学級ともいうこともある 特別支援学級とは、小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級のことである。	○言語・発達等障がいのある就学前幼児に対する相談指導
	教職員の資質向上	研修・研究会の充実	・教職員の資質向上のための研修の充実を図る。	・児童生徒の指導を行う教員のスキルアップが不可欠であることから、様々な機会での研修が極めて重要となる。 ・年間を通して、種別や経験年数等に応じた研修を行い、常に自らの能力の向上を図るための機会の提供と、研修内容の充実を図る必要がある、その成果は児童生徒の指導に反映されるものである。	○教職員研修の充実
	支援体制の整備	・児童生徒の指導を行う教職員が抱える悩み等の相談活動を行う。	・児童生徒に直接関わる教職員自身が、心身ともに健全であるべき必要があることから、教職員が抱える悩みなどを早期に相談でき、重篤な状況になる前に解消できるための相談機関を設ける。	○教職員の悩み相談及び指導・支援の実施	
	教職員の人事権移譲の実現	・県費負担教職員(市町村立学校の教職員でその給与等について都道府県が負担するもの)の人事権の移譲に対する取り組みを行う。	・県費負担教職員(市町村立学校の教職員でその給与等について都道府県が負担するもの)の松山市への人事権移譲については、「愛媛県・市町連携推進プラン」のなかで、検討(あるいは研究)を継続し、協議の整ったものから実施していく「継続検討項目」として位置づけられており、今後、県と事務レベルで研究を継続することとなる。	○教職員の人事権移譲の実現に向けた協議・研究	
青少年の健全育成	地域教育力の向上	学校・家庭・地域が連携した青少年の健全育成	放課後子どもプラン推進事業(放課後子ども教室)は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得ながら子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動等を行う。学校・家庭・地域が連携することで、地域社会のなかで子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう実施する。	・児童虐待、青少年の凶悪犯罪、また、いじめ、不登校など、青少年の健全育成に関わる事象は今日的な重要な課題である。 ・まつやま教育プラン21(教育行政全般にわたる指針)において、学校・家庭・地域が一体となった子どもの「心の豊かさたくましさ」を育む教育の推進が施策方針として掲げられており、子どもから高齢者まで多世代が交流しコミュニティづくりを構築する等、地域の中で青少年の健全育成を推進する意識が求められている。	○放課後子ども教室の運営 ・地域住民による子どもの放課後や週末等の居場所づくり ○青少年センターの管理運営
			平成23年度から、青少年センターの管理運営に指定管理者制度を導入。当初3年間の成果等を検証したうえで、引き続き指定管理者制度の導入を推進する。	青少年センターは、交友と研さんの場と機会を提供するとともに、社会性豊かな青少年を育成することを目的として管理運営がなされている。継続的かつ重層的に青少年を支援する必要があるため、平成23年度より、施設管理と青少年育成活動の一部を委託し、民間組織のノウハウを活かした利用促進や、各青少年育成団体との連携を通じた活動の充実に努めており、今後も成果等を検証し、行政と民間のどちらが担った方がよりよいサービスを提供できるのか、効率的に運営できる主体はどちらかなどを判断したうえで、民間に任せべきことは民間にという考えのもと、多様化する市民のニーズに、より効果的・効率的に対応するとともに、よりよいサービスを提供する観点から、指定管理者制度の導入を推進することに努める。	○PTA活動の推進 ○地域住民による成人式典の開催
			PTA連合会が中心となって「学び」「体験」活動の実践を行い、各単位PTAや家庭における活動のヒントを持ち帰ってもらうことで、総合的にPTA活動を推進する。	子どもたちを取り巻く社会環境の変化の中で、高度経済成長に伴う核家族化や少子化現象などにより、祖父母とのかかわりが希薄になったり、異年齢の子ども同士が遊ぶ機会が減少する中、人間形成の行われる最初の場である家庭や地域の教育力の低下が指摘されている。そういった中で、保護者や地域住民、企業等を巻き込んで、家庭や学校、地域を結びつける活動を総合的に行っているPTA活動を支援し、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、青少年の健全育成を推進していくことが必要である。	
		成人式は、それぞれの地域性を活かしながら、地域住民が実行委員会を中心とした地域団体との協力体制の基、実施する。また、地域住民が主体となって運営することで、地域に対する愛着意識を醸成し、地域教育力の向上を図る。	・現代社会は、少子化や核家族化、情報化等の社会の変化、さらには人間関係や地域における地縁的なつながりの希薄化が指摘されている。そのなかでも地域や家庭での「教育力の低下」が要因のひとつであるとされている。 ・そのため、地域住民が主体的に成人式を開催することで、地域に対する愛着意識を醸成し、成人者は、責任ある自立した社会人として、より良い地域社会の創造に貢献し、地域へ還元していく意識を持つという循環が求められる。		
	青少年育成の担い手支援	日々努力している青少年関係団体、及び個人の善行をたたえ表彰し、その熱意と努力に報いるとともに、これを広く市民に紹介して善行の輪を広げていく。	松山市青少年善行表彰実施要領により、日々様々な分野で頑張っている青少年を表彰することで、その熱意や努力に報いるとともに、推薦にあたっては日頃より子どもたちに関心を持って接することが大事であり、そういった大人たちが増えることも期待される。また、これを広く市民に紹介することにより子どもたちの励みにもなり、善行の輪を広げる意識が子どもたちにも芽生え、青少年健全育成の促進につながっていくものである。	○青少年の善行に対する表彰	
		・まつやま子ども育成会議 市民及び市が一体となって、子どもを育成するための施策を総合的に推進するために必要な事項を協議し、市に提言を行う。 ・条例の普及啓発 全市民的な「松山市子ども育成条例」の普及啓発を行い、機運を高める。	松山市子ども育成条例の趣旨である、社会全体で子どもを育むという市民の共通認識のもと、市民等がそれぞれの立場で役割や責任を自覚することが大切であり、互いに理解し、助け合い、協力して取り組む環境の整備が必要である。また、これらの実現のために、条例が広く市民に認識されることが重要であり、まつやま子どもの日・子ども週間の周知を通じて啓蒙に努める。	○社会全体での子ども育成の推進 ・「まつやま子ども育成会議(市民とともに施策を協議して市に提言)」の開催 ・子ども育成条例や子どもの日の啓発	
		家庭、学校、市民団体、企業が連携協力して社会全体で子どもたちを育むことを目的に、「地域リーダーの育成」「安心で安全なまちづくり」「社会規範向上」「子育て支援」などに取り組んでいる「松山市青少年育成市民会議」の活動を支援する	「松山市子ども育成条例」の基本理念に賛同し、社会全体で子どもを育むことを目指し設立された青少年育成市民会議(子ども育成に関係する多くの団体が構成する民間組織)を支援することで、官民一体となった条例の推進が図られる。	○民間団体である「松山市青少年育成市民会議」の運営支援	

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
青少年の健全育成	地域教育力の向上	相談・支援体制の充実	<p>青少年育成支援委員と連携し、喫煙や万引き等の防止をめざして「愛の一声」運動を展開するとともに、学校や地域、警察等の関係機関と連携を図りながら不健全な環境の浄化、広報啓発活動によって青少年の健全育成にとりくむ</p>	<p>近年、親の子どもに対する過干渉や過保護、無関心等、また、情報化の進展などにより、夜遊びや不良交友、有害情報の氾濫等、子どもたちをとりまく環境は悪化しており、様々な問題が発生している。より多くの大人たちが関心を持つとともに、非行の未然防止を図ることが必要である。そこで、これらの活動を展開している、支援委員協議会への支援を行うことは子どもたちのために必要である。</p>	<p>○青少年健全育成に係る街頭補導等の非行防止活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成支援委員との連携 <p>○不登校対策の総合的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉部門と一体となった「子ども総合相談」窓口の一元化 ・学校復帰のための体験活動や教育相談 ・不登校児童生徒家庭への訪問指導 ・ふれあい体験活動 <p>○問題行動等に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師の生徒指導に対する支援・助言 ・児童生徒及びその家庭に対する支援・助言 ・対応困難な児童生徒を対象とした自立支援教室の運営 <p>○いじめ対策の総合的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が悩み等を話す窓口を身近に配置 ・対応困難な事例に対応するためのサポートチーム設置 ・教職員、保護者、地域の三者連携研修の実施
			<p>教育と福祉の融合を図り、子どもに関する相談機能の集約化を行い、子ども総合相談を行っている中で、要保護児童対策地域協議会(虐待などを受けた児童に関する情報の交換や支援を行うための協議会)との連携強化を図り、問題の未然防止や早期発見・早期対応に努める。特に、いじめ・不登校・問題行動等部会を担当し、定期的な情報交換や個別ケース検討会議で課題となった点の検討、要保護児童等の把握や支援を行っているケースの総合的な把握、要保護児童対策を推進するための啓発活動を行う。</p>	<p>社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、いじめや非行、不登校などの問題が増える状況にあり、原因は虐待や保護者の精神的疾患、経済的問題等があることが多く、その内容も複雑化している。そのような中で、学校や家庭、関係機関等の相互の連携を図りながら、相談、支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第25条の2 要保護児童対策地域協議会の設置 ・松山市要保護児童対策地域協議会規程 ・松山市教育支援センター総合相談事業実施要領 	
	体験学習の促進	自然・社会体験活動の充実	<p>年間を通じて自然体験をはじめとした様々な体験活動を行うことで、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育み、人間力の基礎の戦略的な育成や指導者の育成を支援する。</p>	<p>・現代の子どもたちは体験型学習の経験の少なさから、問題解決能力や社会性等が乏しいとされてる。そのため、農業や漁業体験や文化体験等を通じて、子ども達が様々な経験を積み、人間力を身に付け将来の生きる力となるよう実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まつやま教育プラン21(教育行政全般にわたる指針)において、「心の豊かさたくましさ」を育む教育の推進が施策方針として掲げられており、人間力の育成や郷土や地域を愛する学習機会の拡充が求められている。 	<p>○体験学習を通じた、子どもの人間性や社会性の育成</p>
	体験活動の担い手支援	<p>青少年の育成に関係する団体等に補助金を交付することによって活性化を促す</p>	<p>子どもたちに必要な思いやりや行動力、自立心や協調性などは、自然体験や生活体験、ボランティア体験や異年齢の仲間たちとのふれあい等、様々な体験によって育まれるものであり、そういった体験事業を多く取り入れて活動しているボーイスカウトや海洋少年団など、青少年育成団体等への支援は、団体の活性化と指導者育成を促し、青少年の育成に繋がるものである。</p>	<p>○青少年団体(ボーイスカウト等)の運営補助</p>	

【大項目】多彩な人材を育む

【現状と課題】

市民の学習に対するニーズは多様化・高度化しており、誰もが自由に学習機会を選択して学ぶことができるような環境の整備が求められています。

生涯学習の拠点となる公民館では、一般的な活動メニューだけではなく、日常生活における身近な課題や地域の課題を解決するためのメニューを設けて、生きがいづくりだけにとどまらず、よりよい地域づくりを目指すための学習を展開しています。また、合併に伴って4館となった市立図書館については、移動図書館を加えてネットワーク化し、どこでも貸出・返却・予約が可能な仕組みを構築することで、利便性が大幅に向上しています。今後も、市民のニーズに対応した学習メニューを整備するとともに、大学やNPO等との連携を通じた専門的・実践的な活動メニューの充実、情報機器や視聴覚教材を活用した学習活動の推進を図ることが求められています。また、学習の成果が適切に評価されるとともに、実際にまちづくりや子どもの育成などに活かせるような、地域社会に還元できる仕組みを構築することも重要です。

また、市民の健康志向の高まりを背景として、生きがいづくりや健康づくりとしての生涯スポーツを推進することも求められています。本市では、これまでも小中学校の体育館・グラウンド等の夜間開放や、各種市民スポーツ大会、障がい者向けのスポーツ大会等を行ってきました。今後も、市内41地区のスポーツ推進委員の協力を得て、引き続き生涯スポーツへの参加を推進するとともに、不足している指導者の育成・強化や、老朽化が進むスポーツ施設の改修等についても検討が必要です。

さらに、急速に国際化が進んでいる状況を踏まえ、多様な分野における国際交流の機会を提供し、市民や団体の交流活動に対する支援を充実させることが求められています。また、異文化理解を促進するための機会を積極的に設けるとともに、在住外国人と地域住民が相互に理解し暮らせるようサポートする仕組みを構築することが必要です。

	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
生涯学習の推進	多様な学習機会の提供	公民館での学習活動の充実	対象者ごとに要求される学習活動並びに学習情報の提供、生きがいのある充実した生活をおくるため、またより良い地域づくりや生涯学習リーダー・生涯学習団体の育成を目指すための学習活動を展開していく。	社会教育法において公民館は、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うこととなっている。 まつやま教育プラン21(教育行政全般にわたる指針)において、「多様な生涯学習ニーズに対応した学習機会の提供」「学習成果を子どもの育成やまちづくりに活かせる生涯学習の推進」は、豊かな社会づくりに活かせる生涯学習の推進のための施策として位置づけられている。	○公民館や各地域の活動への支援
		生涯学習機会の拡充	市民の学習ニーズに対応した各種事業・各種講座を展開することにより、市民の生涯学習の活性化を図る	まつやま教育プラン21(教育行政全般にわたる指針)において、生涯を通じてだれもがいつでも自己実現に向けた学習を効果的に推進していくことができるように学習機会の拡充や学習効果を活かせる生涯学習の拡充、また情報通信技術を活用した生涯学習の促進が求められている。	○市民の学習ニーズに対応した各種事業や講座の開催 ○地域活動への参加意欲向上のための人材発掘
		学習成果を活用する機会の提供	地域課題解決のための各種事業を住民自らが企画・立案・実践し、人と人をつなぐことで地域内の団体間等の連携・協働を図り、地域社会全体を豊かにするまちづくり活動を展開し、人材育成、地域社会の枠組みづくりに取り組む。	地域の歴史の中で継承されてきた文化や相互のつながりなどの社会的資本を活かすためには、地域や住民一人ひとりが個々の多様性を尊重し、参画・行動する必要がある。 住民が地域の自然や歴史・文化、また所属する団体等を通して学んだ学習成果を、地域社会に還元するシステムづくりが求められている。	○住民の企画立案によるオンリーワンのふるさとづくりへの支援
生涯学習環境の整備	公民館・分館施設維持管理	・公民館・分館(集会所)からの要望に基づき、施設の修繕・備品の充実を図る。 ・地域住民が公民館・分館施設(集会所)を安心して利用するための支援を行う。	・公民館・分館施設(集会所)は、地域の学習拠点や地域住民にとって交流等を行う場として、最も身近なコミュニティ施設であるといえる。また、更には、災害発生時に地域住民の応急な避難場所として役割を果たすことも求められることから、建物等の営繕工事を行い、また備品等の充実を図り、利用する地域住民らが普段から安心して利用できるよう、適切な維持管理をする必要がある。	○公民館・分館施設の維持管理 ○公民館へのAEDの設置	
	図書館資料の充実と利用環境の整備	・市民ニーズに応じた図書館資料を整備する。 ・移動図書館車やIT技術を活用した資料利用の利便性を向上させる。 ・ITを活用した生涯学習を推進する。	・インターネット等情報氾濫時代における的確な情報提供の必要性 ・利用者からの資料に対する要望の多様化 ・市民からの資料利用の利便性の向上要望 ・IT技術の進歩	○図書館の運営 ・図書館の資料・サービスの充実 ・移動図書館車による市内巡回	
	子ども読書活動の推進	・「第2次まつやま子ども読書活動推進計画」に基づく様々な施策を実施する。 ・教育情報ネットワークを整備する。	・「第2次まつやま子ども読書活動推進計画」 ・自ら考え動く市民育成のための読書活動の有益性 ・IT技術の進歩	○子どもを対象とした読書活動の推進	
	生涯学習におけるメディア活動の支援	・ニーズに応じた視聴覚教材・教具の整備・提供を行う。 ・教具操作講習会開催による人材育成を図る。 ・利用促進のための周知活動を行う。	・学習活動における視聴覚媒体活用の有効性	○各種メディア視聴覚資料の利用促進	

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
地域スポーツの活性化	地域スポーツ活動の推進	市民スポーツ活動の活性化	地域スポーツの場として、夜間の小中学校の体育館・グラウンドを開放し、世代間を超えた生涯スポーツの振興を図る。 ・公民館対抗各種大会を開き、市民にスポーツを行う場を提供するとともに地域間交流を促進する。 ・既存する市長旗大会を増やし、スポーツの活性化を図る。 ・国体を契機に市民誰もがスポーツに親しむとともにスポーツの効用を通じて生涯スポーツの促進を図る。	スポーツや健康づくりは一人ひとりの心身の健全な発達に資するとともに、人生をより豊かに充実させるものでもあり、その普及に向けた取り組みが求められている。 ・地区ごとの各種スポーツ大会は行われているが、地区を超えての大会は行われることがない。 ・地域ではバレーやソフトボールなどのスポーツよりも、グラウンドゴルフやペタンクなどの軽スポーツが盛んに行われている。市としては競技力向上も生涯スポーツの普及も視野に入れなくてはならない。 ・国体はスポーツ基本法に明記された大会で、広くスポーツを普及し健康増進や体力の向上を図り、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与することを目的に開催する。	○市民への学校施設(運動場・体育館等)の開放 ○各種スポーツ大会や市民体育祭及び指導者講習会の開催 ○大規模大会開催時の運営経費補助 ○愛媛国体開催に向けた準備
		スポーツ少年団への支援	・体育協会を通じ、今後スポーツ少年団に加入するであろう児童の育成を行う。 ・全国大会等に出場する選手に対し激励金を差し上げ、また優秀な成績を収めた選手に対して表彰を行う。	・この不況の中で、経済的事情でスポーツ少年団に加入できない子供たちが増加しているようである。このままではスポーツ少年団という存在自体がなくなりかねない。	○スポーツ少年団の育成 ○全国大会出場者等への激励金などの支援
		障がい者のスポーツ活動の活性化	・障がい者のスポーツ大会等を開催する。	スポーツ基本計画の策定について、障害者スポーツを推進することが障害者の社会参加の推進に寄与する。	○障がい者のスポーツ・レクリエーション教室の開催
		快適なスポーツ施設の提供と活用	・スポーツ施設の改修・新設に係る実施計画を策定し、同計画を推進する ・利用者負担の検証及び財源の確保を行う。 ・市民ニーズの把握を行う。 ・施設の維持管理体制の検証を行う。	・市有のスポーツ施設は、供用開始後10年以上を経過するものも少なくなく、経年劣化により改修する必要が生じている。 ・市民の健康志向によりスポーツへの関心が高まる風潮にあるが、県を代表する施設が多く、大会開催等により一般市民の利用が困難な状況にある。 ・スポーツの多様化の進展により市民が満足できるようニーズに沿った施設の整備を図る必要がある。	○総合コミュニティセンター等スポーツ施設の管理運営
		指導・支援体制の充実	児童生徒の体力向上に向けた取組	・小学校総合体育大会(すもう、水泳、陸上)を開催する。 ・中学校総合体育大会、中学校新人体育大会、中学校駅伝競走大会を開催する。 ・四国中学校体育大会、全国中学校体育大会に参加する生徒に対して交通費相当額の補助金を支給する。 ・体育実技ICT活用事業を推進する。	・平成23年10月に発表された平成22年度体力・運動能力調査結果によると、子どもの体力・運動能力の推移について、基礎的運動能力である走、跳、投にかかるほとんどの項目で横ばいまたは向上し改善傾向がみられるものの、体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると、依然として低い水準になっており、本市の子ども達についても同様の傾向がみられる。 そこで、児童生徒に日頃の練習成果を発揮する場を与えることにより、体力や競技力の向上を図るものである。 ・体育実技ICT活用事業については、体育館に電子黒板を設置することで、体育館の教室化を図り、教員が差異なく実技指導できるためのより効果的な教育環境の整備と指導法について研究を行っている。
	指導者の育成・強化	・松山市の各41地区に存在するスポーツ推進委員さんの力をおかりし、地区のスポーツの普及にご尽力いただく指導者等を育成してもらう。 ・松山市体育協会から指導者講習会や資格取得補助を行う。	・各地区のスポーツ推進委員を中心に、地区ごとの研修会等を行っている。 ・それぞれの大会を開催する際に、審判員不足がおこっているようである。また、スポーツ少年団等の指導者不足もあり、上記制度を設け改善を図る。	○スポーツ推進委員の委嘱及び研修による資質向上	
国際化の推進	国際交流の促進	都市間交流の推進	姉妹・友好都市等との交流を通じて市行政各分野及び市民の国際化を図る。	・姉妹・友好都市提携は、日本において現在1,600件を超えているが、本市においてもサクラメント市(昭和56年8月～)、フライブルク市(平成元年4月～)、平澤市(平成16年10月～)と姉妹・友好都市提携を締結し、交流を行っている。 ・環境先進都市フライブルク市との間では、再生可能エネルギー会議に派遣するなど、環境分野での交流が続いている。 ・平澤市との間では、「愛媛マラソン」と「平澤港マラソン」の交流も生まれている。 ・外国人観光客誘致策の推進や小学校での外国語活動の必修化など、国際化に対応した環境づくりが行政に求められており、各分野が連携し、効果的に施策を実施する必要がある。 ・各分野の連携については、職員間の研修交流等を通じ各部署による国際交流を促進する。	○都市間の国際交流 ・姉妹・友好都市との交流促進 ・海外訪問団の受け入れ
		国際交流事業・活動の推進	(財)松山国際交流協会を通じて、姉妹・友好都市や諸外国等と文化・経済・教育・スポーツなど多様な国際交流の機会を提供するとともに、市民や団体の国際交流活動等を支援することにより、国際交流の促進を図る。	・市民の姉妹・友好都市交流やボランティアにより国際交流活動の促進、また在住外国人の方々の支援を目的に昭和57年(1982年)に開設された(財)松山国際交流協会において市民団体の国際交流の促進を図っているものである。 その事業内容としては、○中学生海外派遣及び青少年受入○地球人まつり○民間国際交流団体等助成・支援等を実施している。 ・民間団体や市民主体の国際交流活動は活発化しており、これらとの結びつきを強め、効率的に事業を実施する必要がある。 ・サクラメント市との間では、英語を活用した交流として、姉妹校間におけるインターネットテレビ会議を積極的に実施している。	○市民や団体の国際交流活動支援 ・中学生の海外派遣 ・国際交流団体の支援
	多文化共生の促進	異文化理解の推進	・異文化理解を深める機会を提供する中で、在住外国人に対する支援体制の基盤を整える。	・国や地域を超えて人、もの、情報が活発に行き来し、世界的な相互依存関係が強まっている中で、異なる文化や価値観を認め合い、尊重しながら、世界の地域や人々と交流を深めていくことが大切である。 ・本市においては、外国人住民登録者数が2,600名を超えている。 ・(財)松山国際交流協会では、在住外国人の支援を目的の1つとし、○交流ボランティアのための語学講座 ○外国語としての日本語教室 ○日本語教室 ○留学生支援団体助成 ○地域交流サポート ○生活サポートボランティア派遣等、多文化共生へ向けての様々な活動を展開している。	○日本語教室や留学生支援団体助成などによる在住外国人の生活支援

【大項目】全ての人が尊重される社会をつくる

【現状と課題】

人が人間らしく生きていくためには、互いの人権が尊重されなければならない、すべての人々の基本的人権を尊重していくためには、市民一人ひとりが人権問題を身近な問題として捉えることができる機会づくりが重要であり、あらゆる機会や場を通じて、その発達段階に応じた人権教育や意識の啓発を進めていく必要があります。そのため、学習会や研修会に一人でも多くの市民が参加できる環境を整え、人権尊重意識の高揚に努めることが必要です。本市ではこれまで、人権啓発フェスティバルや人権週間等における啓発活動に継続的に取り組んできました。平成19(2007)年に実施した市民意識調査では、研修会への参加回数が多い人ほど、人権問題に対する関心度・理解度が高く、課題解決への実践につながっていることが分かっており、今後も、学習会や講習会に気軽に参加できる雰囲気づくりに努め、より多くの人の意識啓発に取り組んでいくことが求められています。

平和に対する意識の高揚については、戦争の悲惨な記憶を風化させないために平和資料展を開催するとともに、市内の小中学校に「平和の語り部」を派遣することで、平和に関する学習意識の広がりや意欲の向上を図っているところであり、今後も平和であることの尊さを次世代に継承していく取り組みが必要です。

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
人権と平和意識の醸成	人権意識の醸成	あらゆる機会を通じた人権教育・啓発施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校等における人権教育・啓発施策の推進を図る。 家庭、地域における人権教育・啓発施策の推進を図る。 企業における人権教育・啓発施策の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な人権問題の解決のためには、市民一人ひとりが多様化・潜在化する人権問題の現状を的確に把握し、人権問題を自分自身のこととして、真摯に受け止め、人権尊重の理念が知識としてのみならず意識として十分に身につくことが重要である。そのため、人権教育・啓発はあらゆる場を通じて、その発達段階に応じて開催する。 2007年に調査した人権問題に関する市民意識調査の結果から、研修会への参加回数が多い人ほど人権問題に対する関心度・理解度が高く、人権問題の解決への実践につながっていることが示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校、公民館、隣保館等における学習機会の提供 ○人権啓発フェスティバルの開催 ○市民の人権意識調査 ○中小企業経営者等が対象の研修実施
		人権に関する重要課題等へのきめ細かな施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 重要課題を定め、個々の課題について正しい知識と理解を深める。 人権に関わりの深い職業、(公務員、教職員、警察職員等13業種に従事する者)の人権教育・啓発を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育・啓発に関する基本計画、松山市人権啓発施策に関する基本方針等において重要課題が定められ、また、次の13業種に従事するものの取組強化と充実が求められている。 【重要な人権課題】女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、HIV感染者等、ハンセン病患者・回復者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティ、北朝鮮による拉致問題、その他の課題(アイヌの人々、ホームレスの人々、人身取引等) 【13業種に従事する者】検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、学校教育・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者 	<ul style="list-style-type: none"> ○隣保館及び関係協力機関における人権相談の実施 ○市人権教育推進協議会による研究大会等の実施 ○人権啓発推進員の養成
	総合的で効果的な推進体制等の確立	<ul style="list-style-type: none"> 行政内部の基盤整備を行う。 市民との協働体制を強化する。 関係団体との連携強化を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重に関する取り組みは、「人権問題の解決は全庁的な課題である」ということを職員一人ひとりが正しく認識し、人権問題の解決に向かって日常業務の中で主体的に取り組む必要があり、そのための体制整備が求められている。 人権教育・啓発は、人の心に対する働きでもあるため、その内容や手法には十分配慮する必要がある。行政のみの事業展開には限界があり、市民一人ひとりが人権問題を身近な問題としてとらえ、多様性を容認する「共生の心」を持つことが重要である。そのことから、市民を教育・啓発の対象者として一面的に捉えるのではなく、市民が行政や周囲の人々を教育・啓発するという主体者の側面を重視しなければならない。 人権教育・啓発の推進にあたっては、行政や関係団体等のそれぞれの立場で、様々な取組がなされ、すべての人々の人権が尊重されるまちづくりを進めるためには、こうした関係機関・団体との連携強化が求められている。そのため、人権教育推進協議会の育成に努めるとともに、法務局所管の人権啓発活動ネットワーク協議会等との一層の連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○隣保館館長及び職員の各種研修への参加 ○愛媛県人権擁護委員連合会の運営補助 ○人権啓発推進リーダー及び担当者研修の実施 ○市人権教育推進協議会への事業委託 	
	平和意識の普及	平和行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> 松山平和資料展を行う。 平和の語り部派遣事業を行う。 松山市戦争犠牲者平和祈念追悼式等の開催により平和意識の普及啓発に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和33年12月「世界連邦平和都市宣言決議」、昭和58年3月に「非核平和都市宣言」を行い、世界の恒久平和の実現と平和意識の普及啓発に努めている。 松山空襲のあった7月26日を中心に、平和資料展を開催し、先の戦争の悲惨な記憶を風化させないために、戦争の遺品や貴重な資料及び写真・パネル等を展示するなど各種平和祈念事業の実施により、市民の平和意識の高揚を図るとともに、戦争体験者を「語り部」とし、市内小中学校へ派遣し、体験談を聞いてもらい、平和であることの尊さを次世代に継承していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種平和記念事業の実施、「平和の語り部」の小中学校への派遣

【大項目】松山市固有の文化芸術を守り育む

【現状と課題】

本市は、松山城や道後温泉をはじめとする歴史的建造物や史跡、民俗芸能などの有形無形の文化財が豊富であり、それらの文化遺産を継承していくことが重要です。これまで、各種文化財の維持管理や補修、指定管理者制度の導入など、費用対効果の観点も踏まえた適正な管理に努めてきましたが、一方で、文化財は、手厚い保護を図りながら、できる限り広く公開していくことが求められており、イベントの開催等を通じてさらに有効活用を図る必要があります。

また、埋蔵文化財センターでは、市内で発掘された埋蔵文化財の整理や保管、常設展示などを行うとともに、愛媛県埋蔵文化財センターとの連携による普及啓発活動や体験学習コーナーの設置等を通じて、市民の埋蔵文化財保護意識の醸成に取り組んできました。

今後も、市民が文化財と触れ合う機会を創出するとともに、本市の観光のシンボルである道後温泉本館については、将来想定されている保存修理に向けた準備を着実に進めていく必要があります。

文化芸術活動については、指定無形民俗文化財の保存伝承や後継者育成等の支援とともに、市民が気軽に文化芸術を楽しめる機会のさらなる充実を図るとともに、練習・発表の場となる市民会館等の文化施設については、適切に管理していく中で市民が快適に利用できるよう、サービスの維持・向上などが求められています。

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
文化遺産の継承	文化財の保存・活用	文化財保護の推進と活用	<ul style="list-style-type: none"> 文化財として指定することでその保護を図る一方、文化財の所有者等に対する指導及び技術的な支援を行う。 国史跡(国が指定した歴史上または学術上価値が高いと認められる遺跡)内で実施されるイベント等の開催に際して、事業者に対する指導及び技術的な支援を行う。 国、県等指定文化財の保存修理を行うとする所有者に対し、財政支援を行う。 国指定文化財の現状変更や整備計画の策定に際して、所有者からの要望に応じ、文化庁調査官の招聘について連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法及び県・市の文化財保護条例に基づき、国及び県・市の教育委員会は、保護しようとする文化財を指定することができる。 一方、文化財は所有者管理が原則となっており、日常の維持管理は所有者がその責を負っているが、文化財の棄損等により大規模な保存修理が発生した場合、所有者は多額の費用負担を求められることから、国指定文化財については国・県・市が、県指定の場合は県・市が補助金を交付している。 ただ、国指定の建造物に関して、防災設備の保守点検や建造物の小修繕については、国の制度に基づき県・市で補助を行っている。 また、県指定文化財に関し、県が補助採択を行った案件に対し市も合わせて補助金を交付している。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護審議会の開催及び文化財の保存・伝承 市内文化遺産を巡る事業の実施 釣島灯台旧官舎の維持管理及び公開活用 葉佐池古墳の歴史公園としての整備
		埋蔵文化財保護意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 市内にある文化財を知ってもらうための文化財めぐりを開催する。 市所有文化財の適正管理を行う。 市所有文化財の公開、イベント等を開催する。 史跡整備等による文化財の保存及び公開活用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財は手厚い保護を図りながら、できる限り広く公開活用していくことが求められている。 身近にある文化財について理解を深めてもらうためにも、市が所有している施設の公開やイベントの開催等を通じて、より多くの市民に知っていただく必要がある。 国指定史跡は、文化財保護法により土地の改変をはじめとする様々な行為について厳しい制約が設けられていることから、所有者に不利益となるため、土地の公有化に対し国による手厚い財政措置(80%補助)が講じられているところであり、土地所有者から公有化の要望があれば対応しなければならない。 	
		道後温泉本館保存修理	<ul style="list-style-type: none"> 「周知の埋蔵文化財包蔵地」の周知及び指導を行う。 魅力ある企画展示会等を開催する。 考古体験教室や館外講座を充実する。 「公開承認施設(重要文化財などの公開が適切な施設で促進されることを目的とした制度)」及び「登録博物館(地方公共団体等が設置した施設で、都道府県教育委員会の審査を受けたもの)」への承認・登録を行う。 埋蔵文化財センターの施設改修を行う。 愛媛県埋蔵文化財調査センターとの連携推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 松山城二ノ丸跡の遺構(過去の建築物などが後世に残された状態)を保護 市民や観光客が四季折々に楽しめるよう活用する 香り高い松山文化の創造発信の場として利用する。 松山城ロープウェイの弾力的な運行、松山城の夜間開放を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に基づき、土木工事等の開発行為から地下に埋もれている埋蔵文化財の無秩序な破壊を未然に防止しなければならない。 埋蔵文化財を保護していくためにも、より多くの市民に埋蔵文化財への理解を深めてもらう必要がある。 埋蔵文化財は国民共有の財産であり、発掘され整理された遺物等は適正に保管し、またその公開活用に努めなければならない。 県埋蔵文化財調査センター及び市埋蔵文化財センターは、普及啓発事業を通じて連携を強化していくことで合意されている。
		<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度において、道後温泉活性化計画審議会を設置し、道後温泉本館保存修理等の方向性について検討を行う。 「道後温泉活性化計画審議会」の答申を受け、道後温泉保存修理工事の事前準備である設計委託を行う。 道後温泉本館保存修理工事で仮設工事実施時において通行規制を行うため、平成24年度に愛媛県・愛媛県警・交通事業者等との協議を要する。 本館保存修理工事は約11年の工事期間となるため、道後温泉本館の入浴客の受け皿として機能させるため、施設の老朽化が目立ってきている椿の湯を必要最小限の改修工事を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年9月に道後温泉本館保存修復計画検討委員会を設置し、4年間8回にわたる検討を行い、その結果、平成18年3月に「今後とも建物を永く維持・活用するためには、大規模な改修が必要であり、大地震等の自然災害に対して耐えられるように、早期に本格的な修復工事の実施が望まれる。」として答申を受けた。 松山市の観光のシンボルである重要文化財道後温泉本館は、老朽化による大規模な保存修理工事を近い将来に行う必要がある。これを実施するとすれば約11年を要する工事期間となる。 そのため、平成24年度に道後温泉活性化計画審議会を設置し、本館保存修理工事期間中の対策や保存修理工事開始年度等の方向性を検討する必要がある。 また、保存修理工事における仮設工事の際に、本館周辺の道路を通行止めとなることが想定されているため、平成24年度において愛媛県・愛媛県警・交通事業者等との協議を行い、本館周辺の通行に支障がないように検討する必要がある。 本館保存修理工事を実施する場合、文化庁に補助申請を行う必要があるため、事前準備である道後温泉本館設計委託を平成24年度に実施する。 椿の湯は昭和59年に建設され施設の老朽化が目立ってきているが、近い将来11年にもおおよぶ保存修理工事を控えている道後温泉本館の入浴客の受け皿として機能させるために、椿の湯改修工事設計委託を平成24年度に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 道後温泉本館の施設維持管理 椿の湯の施設維持管理 	

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
文化芸術の継承及び創造	文化芸術活動の推進及び支援	文化芸術に触れる機会の充実	<p>・指定無形民俗文化財(風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など)の保存伝承と後継者育成等を支援するため、保存団体などに対する運営補助金を交付する。</p> <p>市民だれもが気軽に文化芸術に触れることができるよう、鑑賞の機会を充実するとともに、文化団体等の活動を支援し、市民文化の向上を図る。</p>	<p>・文化財保護法及び県・市の文化財保護条例に基づき、国及び県・市の教育委員会は、保護しようとする文化財を指定することができる。</p> <p>・民俗芸能を伝承していくため、後継者の育成は喫緊の課題となっている。</p> <p>多種多様な文化芸術団体で構成された「松山市文化協会(昭和56年設立)」等の活動を支援する中で、郷土の誇る文化芸術の継承及び創造を図ってきたところである。その一方、長期的な経済の低迷により、文化芸術に係る予算は削減されてきており、これまでもまして、より効果的な支援を図る中で市民文化の向上へと繋げていく必要がある。</p> <p>(文化協会運営補助事業・文化団体運営助成事業) 二之丸薪能や芸術祭などの多様な文化芸術事業を開催している文化協会や、市民文化芸術の向上を図る団体へ補助金を交付することにより、その活動を継続・充実することで、文化芸術に触れる機会の拡充や人材育成に努めるものである。</p>	<p>○民俗芸能保存団体等の運営費補助</p> <p>○松山市文化協会の運営費補助</p> <p>○文化団体(愛媛交響楽団等)の運営費補助</p>
		文化芸術活動の環境整備	文化芸術活動の推進にあたり、その練習・発表の場となる市民会館や北条ふるさと館等の整備を図る。	<p>優れた文化芸術を鑑賞する場として、また市民レベルでの文化芸術団体等の活動の活性化を目指す上で、練習や発表の場は不可欠なものであり、市民の文化意識の向上や誇れる文化芸術を継承・創造していくためにも、その整備に努めることは行政の責務である。</p> <p>(市民会館管理運営事業・市民会館改修事業) ・松山及び北条市民会館の施設運営を行っていく中で、老朽化していく躯体や機器の維持・保全を行い、本市の文化芸術活動の拠点として、多くの市民に利用されるよう、適切な管理を行っていく必要がある。</p> <p>(ふるさと館管理運営事業) ・指定管理者制度を導入し、より一層の利用促進やサービスの維持・向上を図るとともに、北条地区にある文化施設として、魅力ある講座や自主事業を展開する中で、文化芸術の継承につなげていくものである。</p>	<p>○市民会館の管理運営及び改修</p> <p>○北条ふるさと館の管理運営</p>